

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

|               |   |
|---------------|---|
| ①法人名称         | 学校法人光華学園  |
| ②設置大学名称       | 京都光華大学  |
| ③担当部署         | 学長戦略推進部   |
| ④問合せ先         | js@mail.koka.ac.jp  |
| ⑤点検結果の確定日     | 2026年 6月 16日  |
| ⑥点検結果の公表日     | 2026年 6月 17日  |
| ⑦点検結果の掲載先 URL | <a href="https://www.koka.ac.jp/introduction/publish.html">https://www.koka.ac.jp/introduction/publish.html</a> |
| ⑧本協会による公表     | 承諾する  |

**【備考欄】**

|  |
|--|
|  |
|--|

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

| 基本原則・原則                         | 遵守状況 |
|---------------------------------|------|
| 基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）       | ○    |
| 原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立 | ○    |
| 原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理    | ○    |
| 基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）         | ○    |
| 原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元         | ○    |
| 原則 2－2 多様性への対応                  | ○    |
| 基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）    | ○    |
| 原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化          | ○    |
| 原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化        | ○    |
| 原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化         | ○    |
| 原則 3－4 危機管理体制の確立                | ○    |
| 基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）         | ○    |
| 原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開           | ○    |

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

| 該当する基本原則 | 説明 |
|----------|----|
|          |    |

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

| 該当する原則 | 説明 |
|--------|----|
|        |    |

**様式Ⅱ**

**Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況**

**原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立**

| 実施項目 1－1①                                      | 説明  |
|--|---|
| 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示                           | 建学の精神等の理念及び教育目的は、本学ホームページで公表するほか、大学案内等の各種印刷物を通して学生のみならず社会に明示している。   |
| 実施項目 1－1②                                      | 説明  |
| 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化 | 各学科・専攻では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをそれぞれ明確に設定し、公表している。また、科目ナンバリングの導入や履修系統図の整備、シラバス内容の充実などを通じて、学生が学びの流れや体系をより理解しやすいよう工夫している。<br>さらに、各教育組織においては、自己点検・評価の結果を踏まえてカリキュラムの見直しを行うなど、教育の質の継続的な向上に努めている。  |
| 実施項目 1－1③                                      | 説明  |
| 教学組織の権限と役割の明確化                                 | 全学の意思決定機関として、学長を議長とする「大学運営会議」を学則で定め、大学の運営に関わる重要な事項を審議している。<br>学長は学則に定める目的を達成するために大学教学運営を統括している。<br>また、各教学組織の運営に関しては、大学運営会議の下に設置された各専門委員会が、教育課程、学生支援、教員人事、地域連携などの分野で専門的な知見を活かし、大学運営会議への報告・提案を通じて全学的な意思決定を支えている。<br>これらの委員会や規程により、教学組織の権限と役割が明確化され、円滑な運営体制が確立されている。<br>さらに、学長の職務を補佐する副学長及び学長特別補佐の職務を規程に定め、大学運営の適正な執行を図っている。 |
| 実施項目 1－1④                                      | 説明  |
| 教職協働体制の確保                                      | 教職員等は、大学運営会議等の大学の運営に係わる各種会議に構成員として双方が参加し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。   |
| 実施項目 1－1⑤                                      | 説明  |
| 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・                           | FD（ファカルティ・ディベロップメント）については、FD委員会が年次計画に基づいた取組みを推進し、   |

|             |   |
|-------------|---|
| 年次計画の策定及び推進 | <p>教職員の専門性等の向上を図っている。</p> <p>また、SD（スタッフ・ディベロップメント）については、全体研修に加え、教職員の学内外研修への積極的な参加や、オンデマンド教材を活用した自己研修など、多様な形式で実施し、教職員の能力開発を推進している。</p> |
|-------------|---|

## 原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

| 実施項目 1－2①                    | 説明  |
|------------------------------|---|
| 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定 | <p>建学の精神および教育理念を現代社会で具現化するための社会・地域・他私学環境の動向や人材需要の見通しなどを踏まえ、中期的な計画を学園運営部にて策定している。</p> <p>中期計画については、教育・事務組織の責任者からの見解や外部データ、ステークホルダーの意見を収集し、必要に応じてワーキンググループや所属長会での審議を経て、計画案を具体化する。策定にあたっては、法人全体での連携を重視して取りまとめ、理事会及び評議員会での審議・承認をもって決定している。</p>  |
| 実施項目 1－2②                    | 説明  |
| 計画実現のための進捗管理                 | <p>学園運営部は中期計画の着実な実現を図るため、毎年中期計画に基づく事業計画を策定して業務を遂行している。また、年度末には事業計画に基づく成果と課題を整理した事業報告書を作成し、財務状況の点検と併せて学園ウェブサイト等を通じて学内外に公表している。</p> <p>理事会においては、戦略プランおよび中期事業計画の進捗を確認しているほか、理事長による職務執行報告の際にも、中期計画の進捗および到達状況を理事会で報告している。年度計画に即した事業の進捗状況を点検し、社会情勢の変化や進捗状況を踏まえ、必要に応じて年度ごとの計画の見直しや修正を行い、計画が実効性を維持しつつ着実に達成されるよう継続的な改善サイクルを確立している。</p> |

## 原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

| 実施項目 2－1①      | 説明   |
|----------------|--|
| 社会の要請に応える人材の育成 | <p>社会の多様な要請に応じ、学士課程・大学院における社会人特別選抜入試制度や意欲ある社会人の学びを支援する社会人向けリカレント教育プログラムを開講している。また、本学教員の専門知識や研究成果を一般公開する多彩な公開講座も開講し、聴講生・科目等</p> |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | 履修生制度を通して、教育研究成果を社会に還元し、生涯学習の機会を提供している。   |
| <b>実施項目 2-1②</b>    | <b>説明</b>   |
| <b>社会貢献・地域連携の推進</b> | 大学全体で取り組んでいる、すべての人が健やかに暮らせる“Well-Being”な社会の実現を目指す「健康・未来創造キャンパス」の創造に向け、地域における「知の拠点」としての社会貢献・地域連携を積極的に推進している。①地域連携推進センターを中心に、京都市をはじめとする地方自治体、企業、NPO等の多様な機関と包括連携協定を締結し、地域が抱える課題解決に向けた産官学連携に取り組んでいる。②「光華もの忘れ・フレイルクリニック」を開院し、地域の方の健康増進や地域医療に貢献するとともに、医療・福祉教育の研究拠点として展開している。③「光華ワクワク×健やかフェス」や「光華キッズなフェスタ」で地域交流の場を提供し、「光華こども食堂」では学生と教職員が連携して子どもの居場所づくりに取り組んでいる。④医療、福祉の専門性を活かした多様な貢献活動を通じて、地域社会の持続可能な発展と地域創生に寄与するプロジェクトを検討している。 |

## 原則 2-2 多様性への対応

|                      |   |
|----------------------|---|
| <b>実施項目 2-2①</b>     | <b>説明</b>   |
| <b>多様性を受容する体制の充実</b> | 性別、年齢、障がい、国籍といった多様な背景を持つ学生の受け入れ等のために、専門的な各種センターを設置し、学生支援体制の充実に努めている。また、学生相談室、カウンセリングセンターを設置し、多様な悩みに対応できる体制を整備している。<br>教職員の採用においても、年齢、性別、障がい、国籍等において多様な背景を持つ人材の採用と雇用環境の整備に努めている。 |
| <b>実施項目 2-2②</b>     | <b>説明</b>   |
| <b>役員等への女性登用の配慮</b>  | 役員や評議員への女性登用に配慮し、理事1名（総数9名）、監事1名（総数2名）、評議員6名（総数16名）の女性を登用している。なお、女性理事1名の辞任により女性の理事が現在1名となっており、今後適切な人材を探したいと考えている。   |

## 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| <b>実施項目 3-1①</b>            | <b>説明</b>                                       |
| <b>理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の</b> | 理事長・理事・常任理事・業務執行理事の資格・構成および職務は「寄附行為」や「常任理事会規程」に |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 透明性の確保                      | 明確に定められており、私立学校経営に必要な知識・経験や学校法人運営に必要な識見、社会的信望を有する人材を確保できる体制を整えている。理事の選任は「寄附行為」に基づき理事選任機関により行われる。評議員会の意見を十分に考慮したうえで、適切に選任され、その理由は評議員会および理事会に説明されることで選任過程の透明性が確保されている。  |
| 実施項目 3-1 ②                  | 説明  |
| 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立 | 理事会は定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで業務執行上の重要事項を審議、決定している。理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することは「寄附行為」に定められており、規程に従って適切に理事会、評議員会の運営を行っている。理事長及び常任理事で構成される常任理事会の審議内容等は「常任理事会規程」に定め、適切に運営している。            |
| 実施項目 3-1 ③                  | 説明  |
| 理事への情報提供・研修機会の充実            | 理事が学校法人のガバナンスに必要な知識・情報を適時適切に取得し、その職責を十分に果たすことができるよう、情報提供体制の整備に取り組んでいる。理事会開催にあたっては、審議内容を事前に把握できるよう、理事会開催までに議案資料を送付し、必要に応じて事前打合せ等を行い、情報提供を行っている。理事会当日は、法人及び設置学校を取り巻く環境や事業計画の進捗状況等について説明し、理事間で共通認識を形成できるよう努めている。 |

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 実施項目 3-2 ①                      | 説明  |
| 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保 | <p>監事は、監事の独立性を確保しつつ、理事、他の監事、評議員との利害関係を有しない者、利益相反を防止することができる者を、評議員会の決議によって選任している。なお、その資格、職務及び選任方法は「寄附行為」に明確に定めている。</p> <p>会計監査人は、評議員会の決議によって選任している。寄附行為では会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数の合意によって決定することとしている。また、監事及び会計監査人の候補者を選出する際には、選任理由を理事会及び評議員会において説明し、審議過程の透明性を担保している。</p> |
| 実施項目 3-2 ②                      | 説明  |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <b>監事、会計監査人及び内部監査室等の連携</b> | <p>監事、会計監査人及び本学園の監査部が相互に連携し、監査機能を有機的に発揮できるよう、規程整備と運用の両面から体制を構築している。まず、「監事監査規程」及び「内部監査規程」において、監査の種類、方法、対象範囲、監査計画の策定手続き、並びに監事、会計監査人、監査部の連携に関する事項を明確に定めている。</p> <p>三者間の具体的な連携としては、監査計画及び監査結果など重要事項について定期的（半期に一度）に協議する「三様監査連絡会」を設置し、監事、会計監査人、監査部との意見交換、課題認識の共有等、三者で情報交換や連携強化を図っている。</p> |
| <b>実施項目 3-2③</b>           | <b>説明</b>   |
| <b>監事への情報提供・研修機会の充実</b>    | <p>監事には、理事会・評議員会資料を事前に送付し、十分な事前理解を可能としている。また、法人及び設置学校を取り巻く環境、事業計画の進捗状況、法令改正等に関する情報について、定期的に監事と共有し、意見交換の機会を設けている。</p>  |

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

|  |  |
|--|--|
| <b>実施項目 3-3①</b>                                 | <b>説明</b>  |
| <b>評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保</b> | <p>評議員の定数、属性、構成割合および資格要件について、「寄附行為」に明確に定め、適正かつ透明性の高い選任が行われる仕組みを整備している。評議員の選任にあたっては、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者を候補者として選考する。特に外部評議員については、理事、監事、他の評議員との特別利害関係を有しないことを前提とし、建学の理念を十分に理解する卒業生や私学経営を客観的に評価できる者を確保するよう配慮している。</p>  |
| <b>実施項目 3-3②</b>                                 | <b>説明</b>  |
| <b>評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立</b>               | <p>評議員会の役割・権限・体制・運営方法については、寄附行為に基づき整理し、適正で透明性の高い運営を確保している。また、評議員会の招集手続、議決事項、評議員の役割及び責務についても、寄附行為に明確に定めている。</p> <p>評議員会で出された意見や決議事項は、理事会において適切に共有され、法人の意思決定に反映されるよう運用している。理事会と評議員会の双方向の連携を強化し、建設的な協働体制を維持している。</p> <p>評議員会等の重要会議の決議録については、寄附行為に基づき、適切に作成・保存・管理している。これにより意思決定の過程における検証可能性を確保し、</p> |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | 法人運営の透明性向上に努めている。本法人では、評議員会運営の透明性確保と理事会との協働体制の確立に継続的に取り組み、学校法人としてのガバナンス強化を図っている。  |
| <b>実施項目 3-3③</b>  | <b>説明</b>   |
| 評議員への情報提供・研修機会の充実 | 評議員には、適切かつ十分な情報提供を確保するため、決議概要を事前に送付し、審議内容の把握を可能にしているほか、評議員会当日には法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況、法令改正等に関する情報について、全評議員に説明を行い、共通認識の形成を図っている。また、ガバナンス、コンプライアンスに関する情報提供を通じて、評議員として必要な知識・資質の向上を支援しており、理事会との双方向の情報共有や意見交換も円滑に行うことができる体制を整えている。 |

#### 原則 3-4 危機管理体制の確立

|                            |  |
|----------------------------|--|
| <b>実施項目 3-4①</b>           | <b>説明</b>  |
| 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用 | リスク管理体制の整備と事業継続の確保を目的として、「リスク管理規程」に基づき、火災・地震・事故・事件等への対応を含む「リスクシナリオ対応マニュアル」を策定している。内容周知や訓練により実行性を高め、個人情報漏洩保険や役員賠償責任保険などの加入によりリスク低減に努めている。大規模災害や緊急事態に対応する事業継続計画（BCP）については、今後策定を予定しており、迅速かつ的確に事業運営を継続できる体制を確立していくこととする。         |
| <b>実施項目 3-4②</b>           | <b>説明</b>  |
| 法令等遵守のための体制整備              | 理事及び職員の職務執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するため、「内部統制システム整備の基本方針」を制定し、リスク管理及び法令遵守の体制を整備している。基本方針の下、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」及び「リスクシナリオ対応マニュアル」の各種規程を整備し、学内教職員への内容の周知、浸透を図るとともに、CR 管理室を設置して、組織的なコンプライアンス遵守体制を構築し、学校法人としての適正運営と社会的信頼の確保に努めている。 |

#### 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

|                  |  |
|------------------|--|
| <b>実施項目 4-1①</b> | <b>説明</b>  |
| 情報公開推進のための方針の策定  | 大学運営の透明性を高め、社会からの信頼を獲得するために、情報公開を推進し、対象者に向けてホームページ等を活用し、積極的な情報の公開に努めている。 |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | る。なお、各種情報の取り扱いについては規程に基づき適切に行っている。  |
| <b>実施項目 4-1②</b>        | <b>説明</b>   |
| ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫 | ステークホルダーへの情報公開については、対象ごとに Web サイト等を活用し公表している。特に、学生・保護者へは、専用のポータルサイト（光華 navi）を活用し情報を伝えている。 |

**Ⅱ-Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容**

| 該当する原則 | 説明 |
|--------|----|
|        |    |